

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年10月6日

【発行者名】 UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ  
(UBS (Lux) Key Selection SICAV)

【代表者の役職氏名】 チェアマン・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ  
ロバート・スティンガー (Robert Süttinger)  
メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ  
イオアナ・ナウム (Ioana Naum)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1855、J.F.ケネディ通り33A  
(33A avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健  
弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健  
弁護士 大 西 信 治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券に係る外国投資法人の名称】  
UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ  
- グローバル・アロケーション(米ドル)  
- グローバル・アロケーション(ユーロ)  
- ダイナミック・アルファ(米ドル)  
- デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル)  
(UBS (Lux) Key Selection SICAV  
- Global Allocation (USD)  
- Global Allocation (EUR)  
- Dynamic Alpha (USD)  
- Digital Transformation Themes (USD))

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態及び金額】

## 記名式無額面投資証券

グローバル・アロケーション(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券

円建クラスP - a c c 投資証券

グローバル・アロケーション(ユーロ)

クラスP - a c c 投資証券

ダイナミック・アルファ(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券

ユーロ・ヘッジクラスP - a c c 投資証券

デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券

上限見込額は以下のとおりである。

グローバル・アロケーション(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券

15億5,000万米ドル(約2,057億円)

円建クラスP - a c c 投資証券

1,542億8,000万円

グローバル・アロケーション(ユーロ)

クラスP - a c c 投資証券

13億9,200万ユーロ(約1,969億円)

ダイナミック・アルファ(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券

12億3,030万米ドル(約1,633億円)

ユーロ・ヘッジクラスP - a c c 投資証券

9億2,870万ユーロ(約1,314億円)

デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券

12億6,030万米ドル(約1,672億円)

(注1) 上限見込額は、便宜上、各サブ・ファンドの投資証券の2022年12月末日現在の1口当たりの純資産価格に基づいて算出されている。(グローバル・アロケーション(米ドル)クラスP - a c c 投資証券については15.50米ドルに1億口、グローバル・アロケーション(米ドル)円建クラスP - a c c 投資証券については15,428円に1,000万口、グローバル・アロケーション(ユーロ)クラスP - a c c 投資証券については13.92ユーロに1億口、ダイナミック・アルファ(米ドル)クラスP - a c c 投資証券については123.03米ドルに1,000万口、ダイナミック・アルファ(米ドル)ユーロ・ヘッジクラスP - a c c 投資証券については92.87ユーロに1,000万口およびデジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル)クラスP - a c c 投資証券については126.03米ドルに1,000万口をそれぞれ乗じて算出した金額である。)

(注2) 米ドルおよびユーロの円貨換算は、便宜上、2022年12月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=132.70円および1ユーロ=141.47円)による。

(注3) ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設立されているが、投資証券は米ドル建て、ユーロ建てまたは円建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルまたはユーロまたは円貨をもって行う。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2023年3月31日に提出した有価証券届出書(2023年6月30日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済。)(以下「原届出書」といいます。)について、2023年10月6日付でファンドの設立地における目論見書が変更され、投資方針、投資制限、投資リスク、手数料等及び税金ならびに「別紙 - SFDR 関連情報」が変更されましたので、これらに関する記載を訂正するため、また、2023年10月6日付でUBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション(米ドル)の円建クラスP - a c c 投資証券の申込みの取扱いを停止するため、申込期間に関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。なお、UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション(米ドル)の円建クラスP - a c c 投資証券については、2023年9月末日現在および本書提出日現在、日本における投資主は存在していません。

(注) 下線または傍線部は訂正部分を示します。

## 2【訂正の内容】

### 第一部 証券情報

#### 第1 外国投資証券(外国新投資口予約権証券及び外国投資法人債券を除く。)

##### (8) 申込期間

###### <訂正前>

2023年4月1日(土曜日)から2024年3月29日(金曜日)まで

原則として、ファンド営業日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社(以下に定義する。)の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に申込みの取扱いが行われる。「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日(すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日)をいい、12月24日および31日、ルクセンブルグの個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を除く。原則として、日本における申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合(ゴールデンウィーク、年末年始等)等、後記「(12) 払込取扱場所」に記載されるファンド払込日までに保管受託銀行への払込みができない場合には、日本における販売会社および販売取扱会社において申込みを受け付けられない場合がある。

(注) 申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出する事により更新される。

###### <訂正後>

2023年4月1日(土曜日)から2024年3月29日(金曜日)まで

(UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション(米ドル)の円建クラスP - a c 投資証券は、2023年10月6日付で申込みの取扱いを停止する。)

原則として、ファンド営業日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社(以下に定義する。)の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に申込みの取扱いが行われる。「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日(すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日)をいい、12月24日および31日、ルクセンブルグの個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を除く。原則として、日本における申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合(ゴールデンウィーク、年末年始等)等、後記「(12) 払込取扱場所」に記載されるファンド払込日までに保管受託銀行への払込みができない場合には、日本における販売会社および販売取扱会社において申込みを受け付けられない場合がある。

(注) 申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出する事により更新される。

## 第二部 ファンド情報

### 第1 ファンドの状況

#### 2 投資方針

##### (1) 投資方針

<訂正前>

###### 一般投資原則

(中略)

個々のサブ・ファンドの会計通貨は各サブ・ファンドの純資産価額を計算する通貨のみを指し、サブ・ファンドの投資対象の通貨を指さない。投資はサブ・ファンドのパフォーマンスに最も適した通貨で行われる。

「(4) 投資制限 1. 本投資法人が可能な投資 1.1 g)」および「(4) 投資制限 5. 証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段」に従って、本投資法人は、各サブ・ファンドの投資方針を達成するための主要要素として、法令により認められる範囲内で、有価証券、短期金融商品およびその他の金融商品を原資産とする特殊な手法および金融商品を利用することができる。

(中略)

グローバル・アロケーション(米ドル)

グローバル・アロケーション(ユーロ)

(中略)

サブ・ファンドの目的は、幅広い分散投資を図りながら成長余力を有する世界の金融市場に参加することである。

この目的を達成するために、サブ・ファンドは、直接または間接的に、既存のUCIおよびUCITSを通じて上記の投資方針の枠内において投資を行う。かかる投資を行う際、投資の35%を限度にハイ・イールド商品に投資することができる。ハイ・イールド商品には、ハイ・イールド債、ハイ・イールド・ファンドおよびハイ・イールド指数デリバティブを含む。ハイ・イールドの投資とは、格付けがBB+からC(スタンダード・アンド・プアーズ)または別の公認格付機関から同等の格付けを得ているか、まだ公的な格付けがない新規発行銘柄に関してはユービーエス社内の同等の格付けへの投資を含む。ただし、CCCからCの格付けの債券への直接の投資については10%を超えないものとする。かかる投資に伴うリスクについては「ハイ・イールド債」の項に記載する。

上記の証券は2010年法第41条に定める証券に該当する。

サブ・ファンドの投資は、パフォーマンスのために最も適すると考えられる通貨で行われ、会計通貨に関連して積極的に運用される。

すべての投資対象を、市場、セクター、発行体、格付けおよび企業別に幅広く分散化するために、UBS(Lux)キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション(米ドル)は、総資産を既存のUCITSに投資することができる。UCITS以外のUCIへの投資は、サブ・ファンドの純資産の30%を超えてはならない。こうした投資手法および関連費用については「UCIおよびUCITSへの投資」の項で説明する。

UBS(Lux)キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション(ユーロ)は、純資産の合計で10%を限度としてUCITSまたはその他のUCIに投資することができる。

サブ・ファンドは、法律上認められる枠内で、不動産資産クラスに焦点を合わせた投資対象(例えば、不動産投資信託の形態)にも投資することができる。

サブ・ファンドの資産の25%を限度として、コモディティ指数のパフォーマンスへの利益参加を通じて、コモディティ資産クラスに投資することもできる。かかる場合、各サブ・ファンドに対する現物引渡しはないことが常に確保される。各ポートフォリオ・マネジャーは、例えば、上記の指数に基づきスワップ契約を締結することにより当該利益参加を達成する。その際、各サブ・ファンドは、スワップ取

引の当事者であり、トータル・リターン(ＴＲ)コモディティ・インデックスからインデックスで用いられた現金レートを差し引いたプラスのパフォーマンスを受領する。スワップの想定元本は、通常、日々調整することができる(例えば、投資戦略を調整する際に株式の申込による資金流入または買戻しもしくはポートフォリオのバランス変更による資金流出の場合)。スワップから生じるカウンターパーティ・リスクは、(スワップ契約上の想定元本ではなく)オープンな利益または損失である。かかるリスクを可能な限り軽減し、常に法律上認められた枠内にとどめるため、オープンな利益または損失は、通常、月に一度または法律上認められたカウンターパーティ・リスクの制限値に達する場合にはいつでも(リセットを通じて)決済される。サブ・ファンドは、さらに、コモディティ指数に基づく上場投資信託(ETF)に投資することもでき、当該投資信託は、概して、コモディティに対するエクスポージャーを得るため上記のスワップを利用する。各ポートフォリオ・マネジャーはまた、コモディティ指数に基づきETF証券を購入することもできる。これらは、株式市場で取引される証券であり、その価格は、コモディティ指数のパフォーマンスに連動しており、法律により定められた基準に従うべきものである。各サブ・ファンドはまた、上記の投資制限に従い、コモディティ指数への利益参加を通じてのみ投資を行うことを条件にコモディティに重点を置きつつ、既存のUCIおよびUCITSにも投資することができる。

(中略)

ダイナミック・アルファ(米ドル)

(中略)

純資産の20%を限度として、格付けがBB+からCまで(スタンダード・アンド・プアーズ)または他の公認格付機関から同等の格付けを得ている債券に投資することができ、まだ公的な格付けがない新規発行銘柄に関してはユービーエス社内の同等の格付けとする。格付けがBB+からCまでの投資銘柄は、平均利回りを上回る可能性があるが、同時に、借り手である一流発行体の証券への投資と比較すると信用リスクも高い。

上記の証券は、2010年法第41条に定める証券に相当する。サブ・ファンドの投資は、パフォーマンスに最も適するとみなされる通貨で行われ、サブ・ファンドの会計通貨に関し積極的に運用される。

また、サブ・ファンドは、新興市場国に投資することもできる。これは、サブ・ファンドが、世界中の市場を広く対象とした投資に固有のリスクよりも大きな特定のリスクにさらされることを意味する。新興市場に重点を置いた投資に関連するリスクの概要については、「新興市場への投資」の項に記載されている。

(中略)

デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル)

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル)は、その資産を主に世界中の先進国および新興国の企業の株式およびその他の持分に投資する。サブ・ファンドは、投資運用会社が投資の観点から魅力的であると考えられるデジタル方面に焦点を当てる。これらの方面には、あらゆるセクター、国および会社資本が含まれ得る。可能なデジタル方面としては、eコマース、セキュリティ・安全対策、デジタルデータ、実現技術、フィンテックおよびヘルステックが考えられる。本サブ・ファンドは、環境的および/または社会的特性を促進し、金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する規則(EU)2019/2088(SFDR)の第8条を遵守している。環境面および/または社会面に関する詳細は本書の「別紙」に記載される(SFDRの細則(RTS)第14条(2))。

サブ・ファンドは、不動産投資信託(以下「不動産投資信託」という。)に補助的に投資することができる。不動産投資信託の投資は、( )UCITSもしくはその他のUCI、または( )譲渡可能証券の基準を満たす場合に認められる。規制市場に上場されているクローズド・エンド型不動産投資信託は、規制市場に上場されている証券の基準を満たしており、ルクセンブルグ法に基づきサブ・ファンドに許容される投資を構成する。

サブ・ファンドは、そのグローバルな傾向から、多くの外貨に投資しているため、関連する外貨リスクを低減するために、ポートフォリオまたはその一部をサブ・ファンドの基準通貨に対してヘッジすることができる。

サブ・ファンドは、パフォーマンスおよびESG特性を計測するため、またESGおよび投資リスク管理ならびにポートフォリオ構築の目的において、ベンチマークであるMSCI ACワールド(正味配当金再投資)を用いる。ベンチマークは、ESG特性を促進させるよう策定されたものではない。ポートフォリオ・マネージャーは、ポートフォリオを構築する際に、自らの裁量権を行使することができ、銘柄または組入比率の点においてベンチマークに縛られない。つまり、サブ・ファンドの投資パフォーマンスは、ベンチマークから乖離することがある。

投資家は、サブ・ファンドのエクスポージャーには、上海-香港ストック・コネクトまたは深圳-香港ストック・コネクトを通じて取引される中国A株式も含まれる可能性があることに留意すべきである。中国A株は、中国本土に所在する会社の人民元建てのA株であり、上海証券取引所や深圳証券取引所などの中国の証券取引所で取引されている。サブ・ファンドは、先進国市場と新興国市場の両方に投資する可能性がある。関連するリスクは、後記「3 投資リスク リスク要因 一般的ナリスク情報」の項に列挙される。上記に加えて、投資家は、上海-香港ストック・コネクトまたは深圳-香港ストック・コネクトを通じて取引される投資に関連するリスクを読み、認識し、考慮すべきである。本事項に関する情報は、後記「3 投資リスク リスク要因 一般的ナリスク情報」以降に記載される。以上の理由から、サブ・ファンドはリスク意識のある投資家に特に適している。

(後略)

#### <訂正後>

##### 一般投資原則

(中略)

個々のサブ・ファンドの会計通貨は各サブ・ファンドの純資産価額を計算する通貨のみを指し、サブ・ファンドの投資対象の通貨を指さない。投資はサブ・ファンドのパフォーマンスに最も適した通貨で行われる。サブ・ファンドは、為替デリバティブ(取引所取引およびOTC)を含め、為替運用のために法律上認められるあらゆる金融商品を使用することができる。

「(4)投資制限 1.本投資法人が可能な投資 1.1 g)」および「(4)投資制限 5.証券および短期金融商品を裏付資産とする特別な技法および手段」に従って、本投資法人は、各サブ・ファンドの投資方針を達成するための主要要素として、法令により認められる範囲内で、有価証券、短期金融商品およびその他の金融商品を原資産とする特殊な手法および金融商品を利用することができる。

(中略)

グローバル・アロケーション(米ドル)

グローバル・アロケーション(ユーロ)

(中略)

サブ・ファンドの目的は、幅広い分散投資を図りながら成長余力を有する世界の金融市場に参加することである。

この目的を達成するために、また、上記の投資方針の枠内において、債券、株式に対して、また程度は低いものの、商品、オルタナティブ投資対象および不動産(例えば、不動産投資信託の形態による。)に対して、グローバルに投資が行われる。その投資目的を達成するため、サブ・ファンドは、ヘッジまたは投資目的のために使用可能な法律上認められるその他のあらゆる金融商品(取引所取引およびOTCの金融派生商品を含む。)を使用することができる。関連するリスクについては、「派生商品の利用に伴うリスク」の項に記載される。当該サブ・ファンドは、直接または間接的に、既存のUCIおよびUCITSを通じて上記の投資方針の枠内において投資を行う。かかる投資を行う際、投資の35%を限度にハイ・イールド商品に投資することができる。ハイ・イールド商品には、ハイ・イールド

債、ハイ・イールド・ファンドおよびハイ・イールド指数デリバティブを含む。ハイ・イールドの投資とは、格付けがBB+からC(スタンダード・アンド・プアーズ)または別の公認格付機関から同等の格付けを得ているか、まだ公的な格付けがない新規発行銘柄に関してはユービーエス社内の同等の格付けへの投資を含む。ただし、CCCからCの格付けの債券への直接の投資については10%を超えないものとする。かかる投資に伴うリスクについては「ハイ・イールド債」の項に記載する。

サブ・ファンドの投資は、パフォーマンスのために最も適すると考えられる通貨で行われ、会計通貨に関連して積極的に運用される。サブ・ファンドは世界志向を理由として多くの外貨に投資するため、ポートフォリオまたはその一部は、関連する外貨リスクを軽減するために、サブ・ファンドごとの会計通貨に対してヘッジすることができる。サブ・ファンドは、市場の動向から利益を得ることを目的として、個別の通貨でのネット・ショート・ポジションまたはネット・ロング・ポジションをとることができる。

投資を、市場、セクター、発行体、格付けおよび企業別に幅広く分散化するために、UBS(Lux)キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション(米ドル)は、総資産を既存のUCITSに投資することができる。UCITS以外のUCIへの投資は、サブ・ファンドの純資産の30%を超えてはならない。こうした投資手法および関連費用については「UCIおよびUCITSへの投資」の項で説明する。

UBS(Lux)キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション(ユーロ)は、純資産の10%を限度としてUCITSまたはその他のUCIに投資することができる。

サブ・ファンドは、法律上認められる枠内で、不動産資産クラスに焦点を合わせた投資対象(例えば、不動産投資信託の形態)にも投資することができる。

ポートフォリオの分散化の進展を図り、さらなるリターン<sup>1</sup>の源泉を追加するために、サブ・ファンドの純資産の20%を限度として、2010年法第41条第1項に従ってオルタナティブ投資対象に投資することができる。かかる投資対象には、法律上認められる枠内で、オルタナティブ投資戦略に連動する、オルタナティブUCITS(ただしUBS(Lux)キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション(ユーロ)については、UCITSまたはその他のUCIへの10%の投資制限が引き続き適用される。)、定量的投資戦略に係るOTCデリバティブ、証券およびその他のデリバティブが含まれるが、これらに限られない。不動産投資信託(REITs)への投資は、これらが譲渡性のある証券であるという基準を満たす場合に許容される。受益証券が規制市場に上場されているクローズド・エンド型の不動産投資信託(REIT)は、規制市場に上場される証券であるという基準を充足するため、ルクセンブルグの法律に基づきサブ・ファンドが投資することのできる投資対象となる。関連するリスクについては、「オルタナティブ投資戦略の使用に関連するリスク」および「証券の使用に関連するリスク」の項に記載される。

サブ・ファンドの資産の25%を限度として、コモディティ指数のパフォーマンスへの利益参加を通じて、コモディティ資産クラスに投資することもできる。かかる場合、各サブ・ファンドに対する現物引渡しはないことが常に確保される。各ポートフォリオ・マネジャーは、例えば、上記の指数に基づきスワップ契約を締結することにより当該利益参加を達成する。その際、各サブ・ファンドは、スワップ取引の当事者であり、トータル・リターン(TR)コモディティ・インデックスからインデックスで用いられた現金レートを差し引いたプラスのパフォーマンスを受領する。スワップの想定元本は、通常、日々調整することができる(例えば、投資戦略を調整する際に株式の申込による資金流入または買戻しもしくはポートフォリオのバランス変更による資金流出の場合)。スワップから生じるカウンターパーティ・リスクは、(スワップ契約上の想定元本ではなく)オープンな利益または損失である。かかるリスクを可能な限り軽減し、常に法律上認められた枠内にとどめるため、オープンな利益または損失は、通常、月に一度または法律上認められたカウンターパーティ・リスクの制限値に達する場合にはいつでも(リセットを通じて)決済される。サブ・ファンドは、さらに、コモディティ指数に基づく上場投資信託(ETF)に投資することもでき、当該投資信託は、概して、コモディティに対するエクスポー

ジャーを得るため上記のスワップを利用する。各ポートフォリオ・マネジャーはまた、コモディティ指数に基づきETF証券を購入することもできる。これらは、株式市場で取引される証券であり、その価格は、コモディティ指数のパフォーマンスに連動しており、法律により定められた基準に従うべきものである。各サブ・ファンドはまた、上記の投資制限に従い、コモディティ指数への利益参加を通じてのみ投資を行うことを条件にコモディティに重点を置きつつ、既存のUCIおよびUCITSにも投資することができる。

(中略)

ダイナミック・アルファ(米ドル)

(中略)

純資産の20%を限度として、格付けがBB+からCまで(スタンダード・アンド・プアーズ)または他の公認格付機関から同等の格付けを得ている債券に投資することができ、まだ公的な格付けがない新規発行銘柄に関してはユービーエス社内の同等の格付けとする。かかる投資銘柄は、平均利回りを上回る可能性があるが、同時に、借り手である一流発行体の証券への投資と比較すると信用リスクも高い。

上記の証券は、2010年法第41条に定める証券に相当する。サブ・ファンドの投資は、パフォーマンスに最も適するとみなされる通貨で行われ、サブ・ファンドの会計通貨に関し積極的に運用される。サブ・ファンドは、相場の動向から利益を得ることを目的として、個別の通貨でのネット・ショート・ポジションまたはネット・ロング・ポジションをとることができる。

また、サブ・ファンドは、新興市場国に投資することもできる。これは、サブ・ファンドが、世界中の市場を広く対象とした投資に固有のリスクよりも大きな特定のリスクにさらされることを意味する。新興市場に重点を置いた投資に関連するリスクの概要については、「新興市場への投資」の項に記載されている。

(中略)

デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル)

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル)は、その資産を主に世界中の先進国および新興国の企業の株式およびその他の持分に投資する。サブ・ファンドは、投資運用会社が投資の観点から魅力的であると考えられるデジタル方面に焦点を当てる。これらの方面には、あらゆるセクター、国および会社資本が含まれ得る。可能なデジタル方面としては、eコマース、セキュリティ・安全対策、デジタルデータ、実現技術、フィンテックおよびヘルステックが考えられる。本サブ・ファンドは、環境的および/または社会的特性を促進し、金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する規則(EU)2019/2088(SFDR)の第8条を遵守している。環境面および/または社会面の特性に関する詳細は本書の「別紙」に記載される(SFDRの細則(RTS)第14条(2))。

強力な環境・社会パフォーマンスの特性または強力なサステナビリティ・プロフィールを有する投資ユニバースについて発行体/企業を特定するためにUBS ESGコンセンサススコアを用いる。このUBS ESGコンセンサススコアは、内部および認められた外部プロバイダーからのESGスコアデータの標準加重平均である。プロバイダー1社からのESGスコアに依拠する場合よりも、コンセンサススコアのアプローチは、サステナビリティ・プロフィールの有効性の確信度を高める。

UBS ESGコンセンサススコアは、環境、社会およびガバナンス(ESG)の側面に関して、関連する発行体/企業のパフォーマンス等の持続可能性要因を評価する。かかるESGの側面は、発行体/企業が事業を展開している主要分野およびESGリスク管理におけるその有効性に関連する。環境要因および社会要因には、(とりわけ)環境フットプリントおよび経営効率、環境リスク管理、気候変動、天然資源の使用、汚染・廃棄物管理、労働基準およびサプライチェーンの監理、人的資本、ボード・ダイバーシティ、労働安全衛生、製品安全性、ならびに詐欺防止および汚職防止のガイドラインが含まれる可能性がある。

サブ・ファンドは、ESGを促進する以下の特性を有する。

- ・ ベンチマークを下回る加重平均炭素原単位(WACI)または炭素プロファイルの絶対値の低さ
- ・ そのベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイル  
またはベンチマークの上位半分に入るサステナビリティ・プロファイルを有する企業への資産の  
少なくとも51%の投資

計算では、現金、デリバティブおよび無格付投資商品は考慮されない。

サブ・ファンドは、不動産投資信託(以下「不動産投資信託」という。)に補助的に投資することができる。不動産投資信託の投資は、( ) UCITSもしくはその他のUCI、または( )譲渡可能証券の基準を満たす場合に認められる。規制市場に上場されているクローズド・エンド型不動産投資信託は、規制市場に上場されている証券の基準を満たしており、ルクセンブルグ法に基づきサブ・ファンドに許容される投資を構成する。

サブ・ファンドは、そのグローバルな傾向から、多くの外貨に投資しているため、関連する外貨リスクを低減するために、ポートフォリオまたはその一部をサブ・ファンドの基準通貨に対してヘッジすることができる。

サブ・ファンドは、パフォーマンスおよびESG特性を計測するため、またESGおよび投資リスク管理ならびにポートフォリオ構築の目的において、ベンチマークであるMSCI ACワールド(正味配当金再投資)を用いる。ベンチマークは、ESG特性を促進させるよう策定されたものではない。ポートフォリオ・マネージャーは、ポートフォリオを構築する際に、自らの裁量権を行使ことができ、銘柄または組入比率の点においてベンチマークに縛られない。つまり、サブ・ファンドの投資パフォーマンスは、ベンチマークから乖離することがある。

サブ・ファンドの投資対象に関して、ポートフォリオ・マネージャーは、少なくとも( )「先進」国に所在する大型株企業が発行した有価証券の90%および( ) (ベンチマークを参照することにより)「新興」国に所在する大型株企業が発行した有価証券の75%ならびにその他すべての企業に関しては少なくとも75%について、UBS ESGコンセンサススコア(発行体数別)によるESG分析を含める。

投資家は、サブ・ファンドのエクスポージャーには、上海-香港ストック・コネクトまたは深圳-香港ストック・コネクトを通じて取引される中国A株式も含まれる可能性があることに留意すべきである。中国A株は、中国本土に所在する会社の人民元建てのA株であり、上海証券取引所や深圳証券取引所などの中国の証券取引所で取引されている。サブ・ファンドは、先進国市場と新興国市場の両方に投資する可能性がある。関連するリスクは、後記「3 投資リスク リスク要因 一般的ナリスク情報」の項に列挙される。上記に加えて、投資家は、上海-香港ストック・コネクトまたは深圳-香港ストック・コネクトを通じて取引される投資に関連するリスクを読み、認識し、考慮すべきである。本事項に関する情報は、後記「3 投資リスク リスク要因 一般的ナリスク情報」以降に記載される。以上の理由から、サブ・ファンドはリスク意識のある投資家に特に適している。

(後略)

#### (4) 投資制限

<訂正前>

(前略)

#### 5. 証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段

(中略)

レポ契約とは、一方の当事者が、ある証券を相手方当事者に対して売却すると同時に、当該証券を、指定された将来の日に、当該証券の表面利率とは無関係の市場金利を反映した指定価格で買い戻す取り決めを行う取引である。リバースレポ契約とは、サブ・ファンドが、ある証券を相手方当事者から購入すると同時に、当該証券を、合意された日にかかる価格で、相手方当事者に売却することを約束する取引である。証券貸付契約とは、「ローン」の対象である証券の権原を「貸主」から「借主」に移転し、

借主が将来の日に貸主に「これに相当する証券」を交付することに合意する契約である（「証券貸付」）。

（中略）

現在、独立当事者間で交渉された証券貸付取引から受け取る総所得の60%は関連するサブ・ファンドに計上され、総所得の40%は、証券貸付仲介業者たるUBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店および証券貸付業務提供会社たるUBSスイスAGによってコスト/費用として保持される。証券貸付プログラムの運用に係るすべてのコスト/費用は、総収益に占める証券貸付代行会社の持分から支払われる。これには、証券貸付業務を通じて生じたすべての直接および間接のコスト/費用が含まれる。UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店およびUBSスイスAGはUBSグループの一員である。

（後略）

<訂正後>

（前略）

#### 5. 証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段

（中略）

レポ契約とは、一方の当事者が、ある証券を相手方当事者に対して売却すると同時に、当該証券を、指定された将来の日に、当該証券の表面利率とは無関係の市場金利を反映した指定価格で買い戻す取り決めを行う取引である。リバースレポ契約とは、サブ・ファンドが、ある証券を相手方当事者から購入すると同時に、当該証券を、合意された日にかかる価格で、相手方当事者に売却することを約束する取引である。証券貸付契約とは、「ローン」の対象である証券の権原を「貸主」から「借主」に移転し、借主が将来の日に貸主に「これに相当する証券」を交付することに合意する契約である（以下「証券貸付」という。）。

（中略）

現在、独立当事者間で交渉された証券貸付取引から受け取る総収入の60%は関連するサブ・ファンドに計上され、総収入の30%は、継続的な証券貸付業務および担保の運用について責任を負う、証券貸付業務提供会社たるユービーエス・スイス・エイ・ジーによって費用として保持され、総収入の10%は、取引管理、継続的な運用活動および担保の保管について責任を負う、証券貸付代行会社たるUBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店によってコスト/費用として保持される。証券貸付プログラムの運用に係るすべての費用は、総収益に占める証券貸付代行会社の部分から支払われる。これには、証券貸付業務を通じて生じたすべての直接および間接のコストが含まれる。UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店およびユービーエス・スイス・エイ・ジーはUBSグループの一員である。

（後略）

### 3 投資リスク

<訂正前>

リスク要因

（中略）

中国の税務上の勘案事項

本項の目的において、（ ）「サブ・ファンド」とは、投資運用会社のQFII資格および/もしくはQFII資格もしくはUBSグループ内のその他の事業体のQFII資格および/もしくはQFII資格を通じて、QFII認定証券/QFII認定証券に直接投資もしくは間接投資を行うか、または、CIMにおいて、もしくはボンド・コネクトを通じて直接取引される中国国内の債券に投資を行うサブ・ファンドをいい、また（ ）「投資運用会社」とは、文脈に応じて、投資運用会社およびUBSグループ内のその他の事業体をいう。

中国の現行の規制に基づき、外国投資家(サブ・ファンドを含む。)は、一般に、QFIIもしくはQFIまたはストック・コネクトを通じて、中国A株その他の一定の投資商品に投資することができる。サブ・ファンドは、CIBMまたはボンド・コネクトを通じて中国国内の債券に直接投資することにより、中国の税務当局によって課される源泉徴収税その他の税金の対象となることがある。

中国の企業所得税(以下「企業所得税」という。)

サブ・ファンドが中国の課税対象居住者企業とみなされる場合、サブ・ファンドは、その課税対象となる全世界所得に対して25%の中国の企業所得税を課される。サブ・ファンドが中国に恒久的な施設または事業所(以下「恒久的施設」という。)を有する非課税対象居住者企業とみなされる場合、当該恒久的施設に帰属する利益には、25%の企業所得税が課されると考えられる。

(中略)

( ) 利息および配当

中国の現行の税金に関する法令に基づき、QFII/QFIは、中国の上場企業からの現金配当、特別配当、利益分配および利払いに対して10%の中国の源泉所得税を課される。かかる中国の源泉所得税は、適用される二重課税防止条約に基づき減額され、または国内の税法の規定に基づき免税される可能性がある。2018年11月22日、中国財政部(以下「財政部」という。)および中国国家税務総局(以下「国税総局」という。)は、外国機関投資家が中国の債券市場への投資により得た債券の利息収入に関する税務上の問題に対処するべく、共同で財税通達(2018年)第108号(以下「通達第108号」という。)を発表した。通知第108号に従い、2018年11月7日から2021年11月6日の間に、中国に恒久的施設を有しない(または中国に恒久的施設を有するが、そのようにして中国で生じた所得が当該恒久的施設とは実質的に関係していない)外国機関投資家が得た債券の利息収入は、一時的に企業所得税を免除される。通達第108号に従いかかる免除は一時的なものに過ぎないため、かかる免除が2021年11月6日の後も適用されるか否かについては不明確なままである。

管轄権を有する国務院財政局が発行した国債および/または国務院が承認した地方債から生じた利息については、中国の企業所得税法に基づき中国の企業所得税は免除される。

( ) キャピタル・ゲイン

(中略)

明確な規則がない場合、企業所得税の適用は中国の企業所得税に関する法律の一般税務規定に服することとなる。中国の債務証券の処分に係るキャピタル・ゲインについて、中国の税務当局は、かかるキャピタル・ゲインは中国で生じたとはみなされず、よって中国で適用される源泉所得税を課されないと何度も言及している。ただし、このことを裏付ける明文化された税務規定はない。実際に現状では、外国人投資家が中国の債務証券を取引することにより得たキャピタル・ゲインに源泉所得税は適用されていない。中国の税務当局が将来かかる所得に課税することを決定した場合、投資運用会社は、中国の税務当局に対し、サブ・ファンドをルクセンブルグの課税対象居住者として取り扱うこと、および中国とルクセンブルグとの間の二重課税防止条約に定められるキャピタル・ゲイン税の免除を実施することを要求するが、これを保証することはできない。

中国の増値税(以下「増値税」という。)

(中略)

通達第36号および財税通達(2016年)第70号(以下「通達70号」という。)に従い、QFII/QFIが中国の債務証券を譲渡することにより実現した利益は、2016年5月1日以降増値税を免除されている。

通達第36号に従い、QFII/QFIが稼得した中国の国内債券への投資に係る利息収入には、特別の免税規定が適用されない場合、6%の増値税が課される(下記通達第108号に対する注記を参照のこと。)。通達第36号に従い、預金に係る利息収入に増値税は課されず、国債に係る利息収入も増値税を

免除される。通達第108号は、2018年11月7日から2021年11月6日の間に中国の債券市場に投資する外国機関投資家が得た債券の利息収入に対する増徴税の免除について規制している。通達第108号に従いかかる免除は一時的なものに過ぎないため、かかる免除が2021年11月6日の後も適用されるか否かについては不確かなままである。増徴税が支払われる場合、適用ある増徴税の最大12%に相当する追加税(都市建設維持税、教育付加税および地方教育付加税を含む。)も適用される。

(中略)

偶発転換社債(CoCo債)の使用に関連するリスク

CoCo債とは、関連する特定の条件に従い、予め定義されたトリガー事由が発生するとすぐに、予め決定された価格で自己資本に転換されるか、償却されるか、または、価値が切り下げられる可能性のあるハイブリッド債である。

CoCo債の利用は、流動性リスクおよび転換リスクを含む構造特有のリスクを生じさせる。ある場合において、発行体は、転換証券を普通株式に転換するように手配することがある。転換証券が普通株式に転換された場合、本投資法人は、通常はこれらの普通株式に投資しない場合でも、自己のポートフォリオにおいてこれらの株式を保有することがある。

(中略)

中小型株に関連するリスク

一部のサブ・ファンドは、中小型株に投資する。小規模かつ知名度の低い企業の有価証券への投資は、より大規模かつ成熟した知名度の高い企業への投資に比べ、より高いリスクを伴い、価格の変動がより大きい可能性がある。小規模企業の株式価格は、大規模企業の株式価格および幅広い株式市場指標とは独立して変動する場合があるが、その理由に、成長見通しがやや不透明であること、かかる株式の市場流動性が低いことおよび市況の変化による脆弱性が高いことが挙げられる。例えば、事業リスクの高さは、製品ライン、市場、流通チャネルならびに財源および経営資源の規模が小さく、かつ、限定されていることに関連する。

効果的なポートフォリオ運用の技法に関連するリスク

(中略)

## レバレッジ

(中略)

一定の状況の下では、すべてのサブ・ファンドについて、レバレッジ額がより多くなることもある。

サブ・ファンド	リスク計算法	想定される レバレッジ 範囲	参照ポートフォリオ
グローバル・ アロケーション (米ドル)	相対的VaR手法	0 - 2.0	60%のMSCIオール・カン トリー・ワールド・インデックス (正味配当金再投資)、40%の FTSE世界国債インデックス (TR)(米ドル・ヘッジ)
グローバル・ アロケーション (ユーロ)	相対的VaR手法	0 - 2.0	60%のMSCIオール・カン トリー・ワールド・インデックス (正味配当金再投資)(ユー ロ・ヘッジ)、40%のFTSE 世界国債インデックス(TR) (ユーロ・ヘッジ)

(後略)

## &lt;訂正後&gt;

## リスク要因

(中略)

## 中国の税務上の勘案事項

本項の目的において、( )「サブ・ファンド」とは、投資運用会社のQFII資格および/もしくはQFI資格もしくはUBSグループ内のその他の事業体のQFII資格および/もしくはQFI資格を通じて、QFII認定証券/QFI認定証券に直接投資もしくは間接投資を行うか、または、CIBMにおいて、もしくはボンド・コネクトを通じて直接取引される中国国内の債券に投資を行うサブ・ファンドをいい、また( )「投資運用会社」とは、文脈に応じて、投資運用会社およびUBSグループ内のその他の事業体をいう。

中国の現行の規制に基づき、外国投資家(サブ・ファンドを含む。)は、一般に、QFIIもしくはQFIもしくはストック・コネクトを通じて、中国A株その他の一定の投資商品に投資することができ、または、CIBMもしくはボンド・コネクトを通じて中国国内の債券に直接投資することができる。サブ・ファンドは、中国の証券に投資することにより、中国の税務当局によって課される源泉徴収税その他の税金の対象となることがある。

## 中国の企業所得税(以下「企業所得税」という。)

サブ・ファンドが中国の課税対象居住者企業とみなされる場合、サブ・ファンドは、その課税対象となる全世界所得に対して25%の中国の企業所得税を課される。サブ・ファンドが中国に恒久的な施設または事業所(以下「恒久的施設」という。)を有する中国の非課税対象居住者企業とみなされる場合、当該恒久的施設に帰属する利益には、25%の企業所得税が課されると考えられる。

(中略)

## ( ) 利息および配当

中国の現行の税金に関する法令に基づき、QFII/QFIは、中国の上場企業からの現金配当、特別配当、利益分配および利払いに対して10%の中国の源泉所得税を課される。かかる中国の源泉所

得税は、適用される二重課税防止条約に基づき減額され、または国内の税法の規定に基づき免税される可能性がある。2018年11月22日、中国財政部(以下「財政部」という。)および中国国家税务总局(以下「国税総局」という。)は、外国機関投資家が中国の債券市場への投資により得た債券の利息収入に関する税務上の問題に対処するべく、共同で財税通達(2018年)第108号(以下「通達第108号」という。)を発表した。通達第108号に従い、2018年11月7日から2021年11月6日の間に、中国に恒久的施設を有しない(または中国に恒久的施設を有するが、そのようにして中国で生じた所得が当該恒久的施設とは実質的に関係していない)外国機関投資家が得た債券の利息収入は、一時的に企業所得税を免除される。通達第108号に加えて、2021年11月22日、財政部および国税総局は、共同で財政部/国税PN(2021年)第34号(以下「PN第34号」という。)を発表し、これにより当該免除が2025年12月31日を上限として延長された。通達第108号およびPN第34号に従いかかる免除は一時的なものに過ぎないため、かかる免除が2025年12月31日の後も適用されるか否かについては不明確なままである。

管轄権を有する国務院財政局が発行した国債および/または国務院が承認した地方債から生じた利息については、中国の企業所得税法に基づき中国の企業所得税は免除される。

( ) キャピタル・ゲイン

( 中略 )

明確な規則がない場合、企業所得税の適用は中国の企業所得税に関する法律の一般税務規定に服することとなる。中国の債務証券の処分に係るキャピタル・ゲインについて、中国の税務当局は、かかるキャピタル・ゲインは中国で生じたとはみなされず、よって中国で適用される源泉所得税を課されないとは度々口頭で指摘している。ただし、このことを裏付ける明文化された税務規定はない。実際に現状では、外国人投資家が中国の債務証券を取引することにより得たキャピタル・ゲインに源泉所得税は適用されていない。中国の税務当局が将来かかる所得に課税することを決定した場合、投資運用会社は、中国の税務当局に対し、サブ・ファンドをルクセンブルグの課税対象居住者として取り扱うこと、および中国とルクセンブルグとの間の二重課税防止条約に定められるキャピタル・ゲイン税の免除を実施することを要求するが、これを保証することはできない。

中国の増値税(以下「増値税」という。)

( 中略 )

通達第36号および財税通達(2016年)第70号(以下「通達第70号」という。)に従い、Q F I I / Q F I が中国の債務証券を譲渡することにより実現した利益は、2016年5月1日以降増値税を免除されている。

通達第36号に従い、Q F I I / Q F I が稼得した中国の国内債券への投資に係る利息収入には、特別の免税規定が適用されない場合、6%の増値税が課される(下記通達第108号に対する注記を参照のこと。)。通達第36号に従い、預金に係る利息収入に増値税は課されず、国債に係る利息収入も増値税を免除される。通達第108号は、2018年11月7日から2021年11月6日の間に中国の債券市場に投資する外国機関投資家が得た債券の利息収入に対する増値税の免除について規定している。かかる免除は、PN第34号に従い2025年12月31日を上限としてさらに延長されている。通達第108号およびPN第34号に基づくかかる免除は一時的なものに過ぎないため、かかる免除が2025年12月31日の後も適用されるか否かについては不確かなままである。増値税が支払われる場合、適用ある増値税の最大12%に相当する追加税(都市建設維持税、教育付加税および地方教育付加税を含む。)も適用される。

( 中略 )

偶発転換社債(CoCo債)の使用に関連するリスク

CoCo債とは、関連する特定の条件に従い、予め定義されたトリガー事由が発生するとすぐに、予め決定された価格で自己資本に転換されるか、償却されるか、または、価値が切り下げられる可能性のあるハイブリッド債である。CoCo債に投資するサブ・ファンドは、業種集中リスクを負う可能性が

ある。投資が、ある時点において、大量のポジションにおよび相対的に限られた数の証券、セクターまたは地域に集中することにより、関係するサブ・ファンドは、かかる集中に付随するリスクにさらされやすくなる。関連するサブ・ファンドは、単一の戦略、発行体、業種、市場または価値が下落している特定の種類の証券のポジションを相対的に多く保有する場合、多額の損失を被る可能性がある。また、これらの投資対象が、市場の悪化がないにもかかわらず流動化することができない、またはその他の理由により市場の状況もしくは環境の変化による悪影響を受ける場合には、さらに損失が膨らむ可能性がある。

C o C o 債の利用は、流動性リスクおよび転換リスクを含む構造特有のリスクを生じさせる。ある場合において、発行体は、転換証券を普通株式に転換するように手配することがある。転換証券が普通株式に転換された場合、本投資法人は、通常はこれらの普通株式に投資しない場合でも、自己のポートフォリオにおいてこれらの株式を保有することがある。

(中略)

#### 中小型株に関連するリスク

一部のサブ・ファンドは、中小型株に投資する。小規模かつ知名度の低い企業の有価証券への投資は、より大規模かつ成熟した知名度の高い企業への投資に比べ、より高いリスクを伴い、価格の変動がより大きい可能性がある。小規模企業の株式価格は、大規模企業の株式価格および幅広い株式市場指標とは独立して変動する場合があるが、その理由に、成長見通しがやや不透明であること、かかる株式の市場流動性が低いことおよび市況の変化による脆弱性が高いことが挙げられる。例えば、事業リスクの高さは、製品ライン、市場、流通チャネルならびに財源および経営資源の規模が小さく、かつ、限定されていることに関連する。

#### オルタナティブ投資戦略の使用に関連するリスク

オルタナティブ投資戦略は、従来の投資とは異なる。通例の市場、信用および流動性リスクに加え、これらの投資は、さらなるリスクの可能性を伴う。オルタナティブ投資商品は、変動が非常に大きくなるおそれがある世界中の様々な資本市場および金融商品に投資する。政情不安、財政政策、外国為替の制約または海外所有に関する法律の変更が、オルタナティブ投資商品により得られるコミットメントの価値および収益に悪影響を及ぼすおそれもある。パフォーマンスがオルタナティブ投資対象(例：証券)のパフォーマンスに連動する商品の価格および流動性は、これらの裏付けとなるオルタナティブ投資対象の特性によって影響を受けることがある。例えば、オルタナティブ投資対象は、追加投資を行うためまたは派生商品を通じて類似のポジションを実行するために借入れ(以下「レバレッジ」という。)を行っている可能性もある。このようにして、オルタナティブ投資対象は、価格の下落から利益を得るが、価格の上昇時に損失を被ることがあり、価額の変動の上昇につながる場合がある。オルタナティブ投資対象は、一般的な市場のパフォーマンスと一致していないことがある。ファンドにおいて、パフォーマンスがオルタナティブ投資対象(例：証券)のパフォーマンスに連動する商品に投資する場合、これらの投資対象の価格パフォーマンスおよび流動性は、上記の商品の価格パフォーマンスおよび流動性に大きな影響を与えることがある。したがって、投資運用会社は、取引価格に対する悪影響を減らすために、多くの場合長期間にわたって当該商品の大規模な取引を時間差で行うかまたは裏付けとなる商品の購入/買戻サイクルと可能な限り近接するように調整を行う。その結果、ファンドのオルタナティブ投資対象の一部は、大幅に変動することがある。

#### 証券の使用に関連するリスク

証券は、通常、定額または定数で、かつ、特定の期間について発行される。一般的に、その後、増額または減額および期間の延長が可能である。また、証券の発行体は、一般的に、かかる証券の流通市場取引の構築にも「最大限努力」する。証券は、需給に基づき、流通市場で取引することができる。発行体またはアレンジャーは、流通市場における取引に参加することもできる。証券の純資産価格は、所定

の公式に基づいて計算され、通常、一または複数のその他の投資商品または指数のパフォーマンスから得られる。これは、管理事務代行会社により定期的に見直される。流通市場における取引から得た価格は、純資産価額と大幅に異なっていることがある。さらに、取引の相手方が常に流通市場にいるかは保証できない。

効果的なポートフォリオ運用の技法に関連するリスク

(中略)

レバレッジ

(中略)

一定の状況の下では、すべてのサブ・ファンドについて、レバレッジ額がより多くなることもある。

サブ・ファンド	リスク計算法	想定されるレバレッジ範囲	参照ポートフォリオ
グローバル・アロケーション (米ドル)	相対的VaR手法	0 - 3.0	60%のMSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス(正味配当金再投資)、40%のFTSE世界国債インデックス(TR)(米ドル・ヘッジ)
グローバル・アロケーション (ユーロ)	相対的VaR手法	0 - 3.0	60%のMSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス(正味配当金再投資)(ユーロ・ヘッジ)、40%のFTSE世界国債インデックス(TR)(ユーロ・ヘッジ)

(後略)

#### 4 手数料等及び税金

##### (4) その他の手数料等

<訂正前>

(前略)

f) 本投資法人の法的文書に関するコスト(目論見書、主要な投資家向け資料(以下「KIID」という。)、年次報告書および半期報告書ならびに居住国および販売が行われる国で法的に要求されるその他の一切の文書)。

(中略)

管理会社により、または共同運用もしくは支配によるまたは多額の直接的もしくは間接的な保有により管理会社と関係する別の会社により、直接的もしくは委任により運用されるファンドの受益証券への投資に関して、投資を行うサブ・ファンドは、対象ファンドの発行または買戻しの手料を請求されないことがある。

本投資法人の現在発生している費用の詳細はKIIDに記載されている。

(後略)

<訂正後>

(前略)

f) 本投資法人の法的文書に関するコスト(目論見書、重要情報文書(以下「K I D」という。)、年次報告書および半期報告書ならびに居住国および販売が行われる国で法的に要求されるその他の一切の文書)。

(中略)

管理会社により、または共同運用もしくは支配によるまたは多額の直接的もしくは間接的な保有により管理会社と関係する別の会社により、直接的もしくは委任により運用されるファンドの受益証券への投資に関して、投資を行うサブ・ファンドは、対象ファンドの発行または買戻しの手数料を請求されないことがある。

本投資法人の運営費用(または運営手数料)の詳細はK I Dに記載されている。

(後略)

## (5) 課税上の取扱い

&lt;訂正前&gt;

(前略)

## ルクセンブルグ

本投資法人はルクセンブルグの法律に基づく。ルクセンブルグ大公国の現行法に従い、本投資法人は、ルクセンブルグの源泉徴収税、所得税、キャピタル・ゲイン税または富裕税の対象とならない。ただし、各サブ・ファンドは、純資産総額について年利0.05%またはF、I - A 1、I - A 2、I - A 3、I - B、I - X、およびU - Xクラスについては0.01%のルクセンブルグの年次税を課せられ、各四半期末に支払わなければならない。かかる税金は、各四半期末に各サブ・ファンドの純資産総額について計算される。管轄権を有する税務当局が投資家の課税上の地位を変更した場合、クラスF、I - A 1、I - A 2、I - A 3、I - B、I - XおよびU - Xのすべての投資証券について0.05%の課税が行われる可能性がある。

(後略)

&lt;訂正後&gt;

(前略)

## ルクセンブルグ

本投資法人はルクセンブルグの法律に基づく。ルクセンブルグ大公国の現行法に従い、本投資法人は、ルクセンブルグの源泉徴収税、所得税、キャピタル・ゲイン税または富裕税の対象とならない。ただし、各サブ・ファンドは、純資産総額について年利0.05%またはF、I - A 1、I - A 2、I - A 3、I - A 4、I - B、I - X、およびU - Xクラスについては0.01%のルクセンブルグの年次税を課せられ、各四半期末に支払わなければならない。かかる税金は、各四半期末に各サブ・ファンドの純資産総額について計算される。管轄権を有する税務当局が投資家の課税上の地位を変更した場合、クラスF、I - A 1、I - A 2、I - A 3、I - A 4、I - B、I - XおよびU - Xのすべての投資証券について0.05%の課税が行われる可能性がある。

(後略)

## 6 手続等の概要

&lt;訂正前&gt;

## 販売手続等

(中略)

## 申込期間

2023年4月1日(土曜日)から2024年3月29日(金曜日)まで

原則として、ファンド営業日かつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に申込みの取扱いが行われる。「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日(すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日)をいい、12月24日および31日、ルクセンブルグの個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を除く。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合(ゴールデンウィーク、年末年始等)等、前記「第一部 証券情報(12) 払込取扱場所」に記載されるファンド払込日までに保管受託銀行への払込みができない場合には、日本における販売会社および販売取扱会社において申込みを受け付けられない場合がある。

(注) 申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出する事により更新される。

(後略)

<訂正後>

販売手続等

(中略)

申込期間

2023年4月1日(土曜日)から2024年3月29日(金曜日)まで

(UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション(米ドル)の円建クラスP - a c c 投資証券は、2023年10月6日付で申込みの取扱いを停止する。)

原則として、ファンド営業日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に申込みの取扱いが行われる。「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日(すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日)をいい、12月24日および31日、ルクセンブルグの個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を除く。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合(ゴールデンウィーク、年末年始等)等、前記「第一部 証券情報(12) 払込取扱場所」に記載されるファンド払込日までに保管受託銀行への払込みができない場合には、日本における販売会社および販売取扱会社において申込みを受け付けられない場合がある。

(注) 申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出する事により更新される。

(後略)

## 第四部 特別情報

## 第3 その他

&lt; 訂正前 &gt;

(前略)

交付目論見書の概要

(中略)

お申込受付日	原則として、ファンド営業日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日。ただし、営業日であってもお申しいただけない場合がありますので、詳しくは、販売会社および販売取扱会社にお問合せ下さい。
--------	--

(後略)

&lt; 訂正後 &gt;

(前略)

交付目論見書の概要

(中略)

お申込受付日	原則として、ファンド営業日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日。ただし、営業日であってもお申しいただけない場合がありますので、詳しくは、販売会社および販売取扱会社にお問合せ下さい。 <u>(注) UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション (米ドル) の円建クラス P - a c c 投資証券は、2023年10月6日付で申込みの取扱いを停止します。</u>
--------	---

(後略)

## 別紙 - S F D R 関連情報

「別紙 - S F D R 関連情報」は以下の内容に更新されます。

規則 (EU) 2019/2088 第8条第1項、第2項および第2 a 項ならびに  
規則 (EU) 2020/852 第6条第1項において言及される  
金融商品に関する契約前の情報開示

商品名: UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ  
—デジタル・トランスフォーメーション・テーマ (米ドル)  
法人識別番号: 549300HZC1RP1LEBHN95

持続可能な投資とは、環境目的または社会目的に貢献する経済活動への投資をいう。ただし、当該投資は環境目的または社会目的を著しく害するものではないことおよび投資先企業が良好なガバナンス慣行に従っていることを条件とする。

EUタクソノミーは、規則 (EU) 2020/852 に定められる分類システムであり、**環境的に持続可能な経済活動**の一覧を定めたものである。当該規則には、社会的に持続可能な経済活動の一覧は含まれていない。環境目的を有する持続可能な投資は、タクソノミーに適合している場合もあれば、適合していない場合もある。

## 環境的および／または社会的特性

この金融商品は持続可能な投資目的を有しているか？

はい

いいえ

以下の経済活動に対して**環境目的を有する持続可能な投資**を行う比率 (下限): \_\_%

EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動

EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動

**社会目的を有する持続可能な投資**を行う比率 (下限): \_\_%

**環境的／社会的 (E/S) 特性を促進するものであり、持続可能な投資を目的とはしていないものの、少なくとも\_\_%の比率で以下の持続可能な投資を行う**

EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

社会目的を有する持続可能な投資

E/S特性を促進するものではあるが、**持続可能な投資を行わない**



持続可能性指標とは、金融商品により促進される環境的または社会的特性がどのように実現されるかを測定するものである。

## この金融商品により、いかなる環境的および/または社会的特性が促進されるか？

この金融商品により以下の特性が促進される。

- 1) 参照ベンチマークを下回る加重平均炭素原単位 (WACI) または炭素プロファイルの絶対値の低さ
- 2) そのベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイルまたはベンチマークの上位半分に入るサステナビリティ・プロファイルを有する企業への資産の少なくとも 51% の投資

ベンチマークは、環境的および/または社会的特性に応じて構成銘柄を評価し、または含めることを行わない広範な市場指数であるため、この金融商品により促進される特性に沿うように意図されたものではない。この金融商品により促進される特性を実現する目的のために指定されている ESG 参照ベンチマークはない。

### ● この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれの実現度を測定するためにどのような持続可能性指標が用いられるか？

特性は、それぞれ以下の指標を用いて測定される。

特性 1) について：

スコープ 1 およびスコープ 2 の加重平均炭素原単位 (WACI) ；

- スコープ 1 は直接的な炭素排出量をいうため、スコープ 1 には、関連する事業体または発行体の自社所有のまたは管理下にある排出源からのすべての直接的な温室効果ガス排出量が含まれる。
- スコープ 2 は間接的な炭素排出量をいうため、スコープ 2 には、関連する事業体または発行体が消費する電気、熱エネルギーおよび/または蒸気の生産からの温室効果ガス排出量が含まれる。

炭素プロファイルの絶対値の低さとは、収益 100 万米ドル当たりの二酸化炭素排出量 100 トン未満と定義される。

特性 2) について：

強力な環境・社会パフォーマンスの特性または強力なサステナビリティ・プロファイルを有する投資ユニバースについて発行体/企業を特定するために UBS ESG コンセンサススコアを用いる。この UBS ESG コンセンサススコアは、内部および認められた外部プロバイダーからの ESG スコアデータの標準加重平均である。プロバイダー 1 社からの ESG スコアに依拠する場合よりも、コンセンサススコアのアプローチは、サステナビリティ・プロファイルの有効性の確信度を高める。

UBS ESG コンセンサススコアは、環境、社会およびガバナンス (ESG) の側面に関して、関連する発行体/企業のパフォーマンス等の持続可能性要因を評価する。かかる ESG の側面は、発行体/企業が事業を展開している主要分野および ESG リスク管理におけるその有効性に関連する。環境要因および社会要因には、(とりわけ) 環境フットプリントおよび経営効率、環境リスク管理、気候変動、天然資源の使用、汚染・廃棄物管理、労働基準およびサプライチェーンの監視、人的資本、ボード・ダイバーシティ、労働安全衛生、製品安全性、ならびに詐欺防止および汚職防止のガイドラインが含まれる可能性がある。

サブ・ファンドの各投資対象は、UBS ESG コンセンサススコア (0~10 の基準で、10 が最高のサステナビリティ・プロファイル) を有する。

サブ・ファンドの投資対象に関して、ポートフォリオ・マネジャーは、少なくとも (i) 「先進」国に所在する大型株企業が発行した有価証券の 90% および (ii) (ベンチマークを参照することにより) 「新興」国に所在する大型株企業が発行した有価証券の 75% ならびにその他すべての企業に関しては少なくとも 75% について、UBS ESG コンセンサススコア (発行体数別) による ESG 分析を含める。

**主要な悪影響と**

は、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関する持続可能性要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。

- この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は何か、また持続可能な投資は当該目的にどのように貢献するか？

該当なし。

- この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資は、環境面または社会面での持続可能な投資の目的に著しい害を及ぼすことをいかにして避けるのか？

該当なし。

—— 持続可能性要因への悪影響の指標はどのように考慮されているのか？

該当なし。

—— 持続可能な投資はOECD多国籍企業行動指針および国連ビジネスと人権に関する指導原則にどのように適合しているか？(詳細)

該当なし。

EUタクソノミーは、タクソノミー適合投資はEUタクソノミーの目的を著しく害するものであってはならないという「著しい害を及ぼさない」原則を定めており、具体的なEU基準が伴う。

「著しい害を及ぼさない」原則は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮しているこの金融商品の原投資対象のみに適用される。この金融商品の残りの部分の原投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮していない。

その他の持続可能な投資も、環境目的または社会目的を著しく害してはならない。



### この金融商品は持続可能性要因への主要な悪影響を考慮するか？

考慮する。

考慮しない。



### この金融商品が用いる投資戦略はどのようなものか？

#### ESGインテグレーション：

ESGインテグレーションは、リサーチ・プロセスの一環として重大なESGリスクを検討することにより行われる。ESGインテグレーションにより、ポートフォリオ・マネジャーが投資決定に影響を及ぼす財務上関連する持続可能性要因を特定し、投資決定を実行に移す際にESGに関する検討事項を組み入れることができるようになり、またESGリスクを体系的にモニタリングし、リスク選好度およびリスク制約と比較することが可能となる。ESGインテグレーションは、有価証券の選定、投資に対する確信度およびポートフォリオの組入比率を通じてポートフォリオ構築にも役立つ。

・ 企業発行者の場合、このプロセスでは投資決定に影響を及ぼす可能性がある財務上関連する要因をセクター毎に特定するUBS内部のESG重大問題の枠組みを利用する。財務上の重要性に

投資戦略は、投資目的およびリスク許容度等の要素に基づく投資判断の指針となるものである。

対するかかる姿勢により、企業の財務パフォーマンス、ひいては投資リターンに影響を及ぼす可能性がある持続可能性要因をアナリストが重視することが確保される。また、ESGインテグレーションにより、企業のESGリスク・プロファイルを改善し、これにより企業の財務パフォーマンスに対してESG上の問題が及ぼす潜在的な悪影響を軽減するためのエンゲージメントの機会を見出すことができる。ポートフォリオ・マネジャーは、重大なESGリスクがある企業を識別するために、内部および外部の複数のESGのデータ・ソースを組み合わせたUBS内部のESGリスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにESGリスクが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対してESGリスクを明確に示す。

・ 企業以外の発行体の場合、ポートフォリオ・マネジャーは、重要なESG要因に関するデータを統合した定性的または定量的なESGリスク評価を適用する。

重大なサステナビリティ/ESGに関する検討事項の分析には、とりわけカーボン・フットプリント、健康および福祉、人権、サプライ・チェーンの管理、顧客の公平な取扱いならびにガバナンス等の様々な側面を含めることができる。

#### サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー：

ポートフォリオ・マネジャーのサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、この金融商品の投資ユニバースに適用される除外(エクスクルージョン)事項を概説したものである。サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針」に記載されている。

- **この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれを実現するための投資対象を選定するために用いられる投資戦略の結合要素はどのようなものか？**

この金融商品により促進される一または複数の特性を実現するための投資対象を選定するため、投資戦略の以下の一または複数の結合要素が用いられる。

特性1)：

そのベンチマークを下回るスコープ1およびスコープ2の加重平均炭素原単位(WACI)または炭素プロファイルの絶対値の低さ

特性2)：

そのベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイルまたはベンチマークの上位半分に入るサステナビリティ・プロファイルを有する企業への資産の少なくとも51%の投資

計算では、現金、デリバティブおよび無格付投資商品は考慮されない。

四半期末に、当該四半期のすべての営業日における価額の平均値を用いて、一または複数の特性ならびにこの金融商品により促進される環境的および/または社会的特性を満たすために利用される投資対象の最低比率が計算される。

#### サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー：

ポートフォリオ・マネジャーのサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、この金融商品の投資ユニバースに適用される除外(エクスクルージョン)事項を概説したものである。サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針」に記載されている。

- **当該投資戦略を適用する前に考慮される、投資範囲を縮小するための確約された最低比率はどのくらいか？**

該当なし。

良好なガバナンス慣行には、健全な経営体質、従業員関係、スタッフの報酬および税務コンプライアンスが含まれる。

● **投資先企業の良好なガバナンス慣行を評価するための方針とはどのようなものか？**

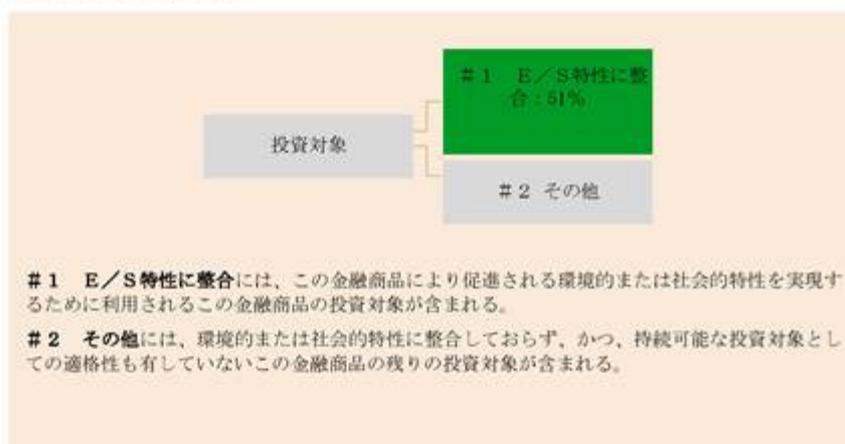
良好なコーポレート・ガバナンスは持続可能なパフォーマンスの主要な推進力であるため、ポートフォリオ・マネジャーの投資戦略に織り込まれている。ポートフォリオ・マネジャーは、重大なESGリスクがある企業を識別するために、内部および認められた外部プロバイダーからの複数のESGのデータ・ソースを組み合わせた独自のESGリスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにESGリスクが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対してESGリスクを明確に示す。良好なガバナンスの評価には、取締役会の構造および独立性、報酬の整合性、所有および経営の透明性ならびに財務報告について見ることが含まれる。



● **この金融商品について予定されている資産配分はどのようなものか？**

この金融商品により促進される環境的および/または社会的特性を満たすために利用される投資対象の最低比率は51%である。

資産配分とは、特定の資産への投資の割合を説明するものである。



タクソミー適合活動は、以下のものに占める割合として表される。

- 投資先企業のグリーン活動による収益の割合を反映した売上高
- 投資先企業が行うグリーン投資（例えば、グリーン経済への移行のためのもの）を示す資本的支出（CapEx）
- 投資先企業のグリーン事業活動を反映した事業運営費（OpEx）



● **環境目的を有する持続可能な投資は少なくともどの程度EUタクソミーに適合しているか？**

該当なし。

● **この金融商品はEUタクソミーを遵守する化石燃料ガスおよび/または原子力に関連する活動に投資するか<sup>1</sup>？**

<sup>1</sup> 化石燃料ガスおよび/または原子力に関連する活動は、それが気候変動の抑制（以下「気候変動緩和」という。）に寄与し、EUタクソミーの目的を著しく害するものではない場合にのみ、EUタクソミーを遵守する。左欄外の注記を参照すること。EUタクソミーを遵守する化石燃料ガスおよび原子力の経済活動に関する完全な基準は、委員会委任規則（EU）2022/1214に定められる。

EUタクソノミーを遵守するために、化石燃料ガスに関する基準には、排出抑制および2035年末までの再生可能エネルギーまたは低炭素燃料への転換が含まれる。

原子力については、包括的な安全および廃棄物管理の規則がその基準に含まれる。

**イネープリング活動**とは、他の活動が環境目的に大きく貢献することを直接的に可能にするものである。

**トランジショナル活動**とは、低炭素の代替手段がまだ利用可能でない活動であり、とりわけ温室効果ガス排出水準が最高のパフォーマンスに相当しているものである。

は、EUタクソノミーに基づく環境的に持続可能な経済活動の基準を考慮していない、環境的に持続可能な投資である。

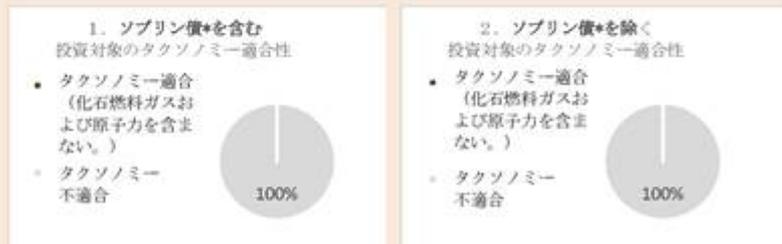
投資する。

化石燃料ガスに投資する。

原子力に投資する。

✕ 投資しない。

以下の2つのグラフは、EUタクソノミーに適合している投資対象の最低割合を緑(本書に該当箇所はありません。)で示している。ソブリン債\*のタクソノミー適合性を判断する適切な方法がないため、1つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債を含むすべての投資対象に関してタクソノミー適合性を示しているが、2つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債以外の投資対象に関してのみタクソノミー適合性を示している。



\*これらのグラフの解釈上、「ソブリン債」はすべてのソブリン・エクスポージャーで構成される。

● トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低割合はどのくらいか?

該当なし。



EUタクソノミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最低割合はどのくらいか?

該当なし。



社会的に持続可能な投資の最低割合はどのくらいか?

該当なし。



どのような投資対象が「#2 その他」に含まれるのか、かかる投資対象の目的は何か、また最低限の環境セーフガードまたは社会セーフガードはあるのか?

流動性管理およびポートフォリオ・リスク管理の目的のための現金および無格付商品が「#2 その他」に含まれる。無格付商品には、環境的または社会的特性の実現度の測定に必要とされるデータを入力することができない有価証券も含まれることがある。



この金融商品がこの金融商品の促進する環境的および/または社会的特性に整合しているかを判断するための参照ベンチマークとして特定の指数が指定されるのか？

参照ベンチマークとは、金融商品が当該金融商品の促進する環境的または社会的特性を実現するかを測定するための指数である。

この金融商品がこの金融商品の促進する特性に整合しているかを判断する目的のために指定されているESG参照ベンチマークはない。

- **参照ベンチマークは、この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれとどのように継続的に整合するのか？**

該当なし。

- **投資戦略と指数の手法の整合性はどのように継続的に確保されるのか？**

該当なし。

- **指定指数は、関連する広範な市場指数とどのように異なるのか？**

該当なし。

- **指定指数の計算に用いられる方法についてはどこを参照すればよいか？**

該当なし。



より詳細な商品特有の情報をオンラインで探す場合、どこを参照すればよいか？

より詳細な商品特有の情報は、ウェブサイト ([www.ubs.com/funds](http://www.ubs.com/funds)) で参照することができる。